

I 章. はじめに



I 章. はじめに

(1) 背景と目的

■背景

熊本県は豊かで美しい熊本づくりを目指して「くまもと緑の3倍増計画」を立て、昭和60年から10年計画で緑の量の増大と美しい景観づくりを進めてきました。さらに、平成7年からは「熊本県景観整備基本計画」により、質の高い緑化や県民参加の景観づくりに向けて、なお一層の取り組みを進めてきました。その結果、道路をはじめとする公共施設の緑化が飛躍的に進み、潤いのある街並みの形成にも貢献し、緑化推進の先進県として全国から注目されるまでになりました。

しかし、「くまもと緑の3倍増計画」から20年以上経過して現状を見直してみると、さまざまな課題が出てきています。必ずしもすべてが良好な状態とは言えず、樹形を損なう剪定管理や樹形が大きく損なわれた樹木の放置、樹木の過剰な肥大化による弊害、あまり必要がない管理作業の常態化などの課題です。特に今後は、今まで植栽された街路樹の維持管理や改善に焦点を当てた対策を執ることが必要になっています。

ところで、今日では美しいまちづくりが地域の活力につながるという考え方が全国的に浸透してきています。また、国においても「風景街道」や観光庁の創設など良好な景観を守り育てる大きな流れも生まれています。さらに、県政運営の新たな基本方針となる「くまもとの夢4ヶ年戦略」においても、「歴史回廊」や「美しく品格ある景観形成」が主要な施策として掲げられています。このように、美しい景観や緑豊かな環境を求める気運はますます高まってきていると言えます。また、緑は良好な環境づくりの礎となるものであり、地域文化のレベルを示すものとも言えます。

■目的

熊本には、阿蘇や天草をはじめ豊かな自然環境や良好な風景、歴史的文化的遺産を有する観光地などが各地に存在しており、このような観光地へ向かう沿道景観は熊本を印象づける重要な要素です。中でも街路樹は沿道景観の主要な構成要素の一つであり、美しい街路樹を健全に保持することは沿道景観を向上させる上で不可欠です。

街路樹が健全に維持管理されることは、同時に美しさと安全を保持することに繋がります。このため、今後の維持管理では、樹木が健全に成育できるためのポイントを押さえた安全管理の視点を取り入れ、計画的な実施を行うことが肝要です。

以上のようなことから、沿道の景観を引き立たせる「美しく安全な街路樹」を保持するため、街路樹の今日的な課題やあるべき姿を整理し、厳しい財政状況の中で、具体化していく手順を示したマニュアルを策定しました。

街路樹の維持管理を真に必要な作業を適期に行う原点に立ち返って、再検討をするため「街路樹維持管理計画書」の作成を提言しています。次に主要な観光路線など多くの人の目に触れる区間では、樹形の損なわれた樹の植え替えや成長して過密になった樹の整理や根上がり対策など、街路樹とそれを取り巻く環境の改善を行う「街路樹改善計画」の作成も提言しています。

県ではこのマニュアルをもとに関係団体と連携を図りながら、積極的に研修・啓発を行いたいと考えております。街路樹の維持管理に携わる方々には、それぞれの業務の中でこのマニュアルを活用いただいて、着実に緑の質の向上が図られていくことを期待いたします。

(2) マニュアルの対象と構成

1) マニュアルの対象

本マニュアルは、美しく安全な沿道景観に寄与する街路樹を保持し続けていくため、街路樹の維持管理の見直しの際に活用して頂くよう作成しました。その中でも、特に「街路樹維持管理計画」と「街路樹改善計画」の検討が可能になるよう説明を加えています。

2) マニュアルの構成

当該マニュアルは、街路樹管理の基本的な考え方と具体的・技術的手法や参考例を説明している部分で構成しています。

■ マニュアルの構成



第Ⅰ章. はじめに

マニュアル策定の背景と目的、マニュアルの構成を説明しています。



第Ⅱ章. 街路樹の現状と課題、基本的な考え方

現状の課題を把握し、基本的な考え方を説明しています。



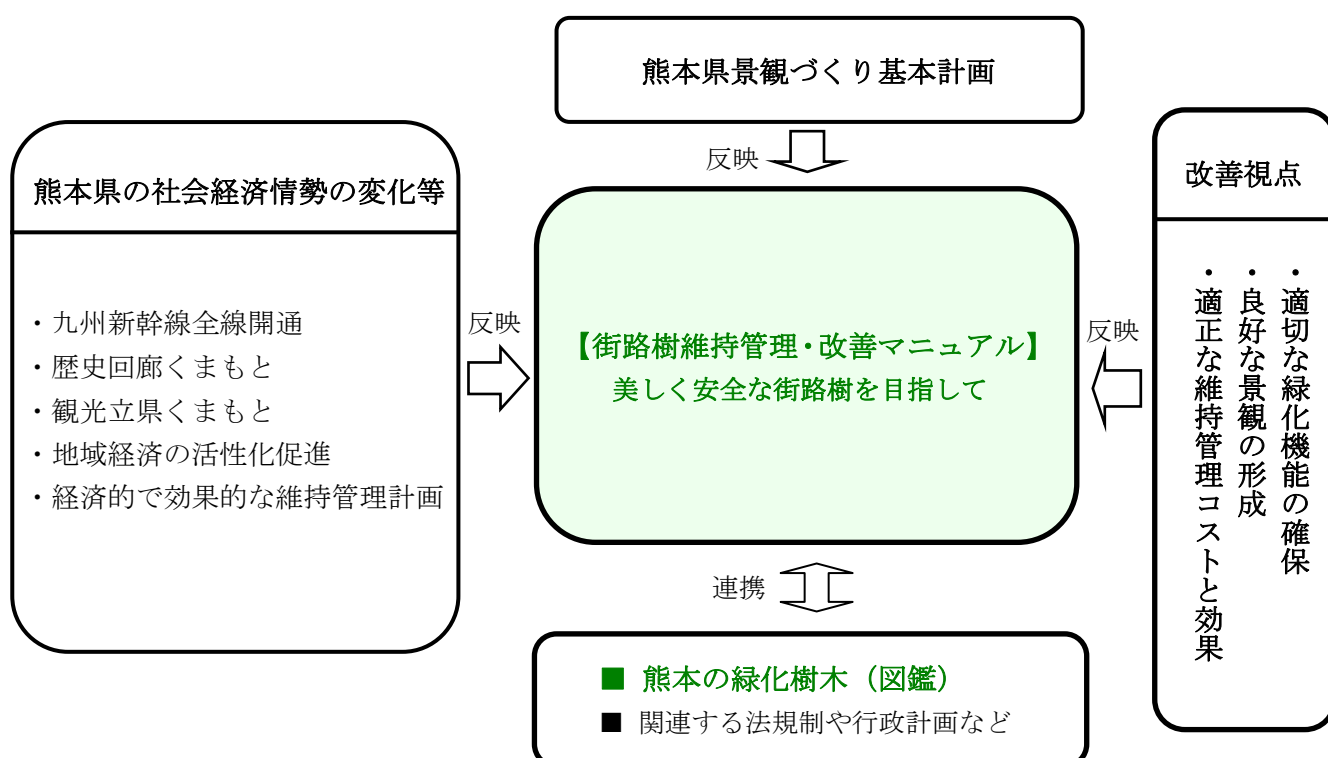
第Ⅲ章. 美しく安全な街路樹のつくり方

管理の考え方と具体的手法を説明しています。



第Ⅳ章. 維持管理・改善の実施

計画の立て方、考え方を説明しています。



3) 用語の説明

このマニュアルにおいて使用している用語は次によります。

■計画や事業に関するもの

- ・「街路樹管理チェックリスト」(85頁参照)
 - －現状の街路樹の健康状況や管理内容を把握するための調査表
- ・「街路樹維持管理計画」(87頁参照)
 - －「街路樹管理チェックリスト」により従来の維持管理内容を見直す計画
- ・「街路樹改善計画」(88頁参照)
 - －「街路樹管理チェックリスト」により改善が必要と判断され、路線の重要度や地域性も重要性が高く、通常の維持管理業務の範囲内では是正できない課題に対応するための計画

■樹木に関するもの

- ・街路樹－沿道の緑地帯を構成している高木・中木・低木・地被類の総称
- ・常緑樹－冬も葉を付けている樹木(クスノキ・クロガネモチ・ホルトノキ等)
- ・落葉樹－冬には全部落葉する樹木(ケヤキ・イチョウ・コブシ等)
- ・広葉樹－葉の形が広がっている樹木(ツバキ・サクラ類・ナンキンハゼ等)
- ・針葉樹－葉の形が針状又はそれに近い形の樹木(マツ・マキ等)
- ・高木－樹高3m以上の街路樹として管理しながら育てる樹木
- ・中木－樹高3m～1mの街路樹として管理しながら育てる樹木
- ・低木－樹高1m以下の街路樹として管理しながら育てる樹木
- ・花木－花を眺めることを目的で街路に使用している樹木(ツツジ類・サクラ等)
- ・地被類－地表面を被う草丈の短い植物(リュウノヒゲ・コグマザサ・シバ等)
- ・植栽基盤－樹木を植え付ける目的に供せられる土層で、植物の根が支障なく伸長し、水分や養分を吸収できる土壌条件を備えたものをいう。

(3) 街路樹の環境

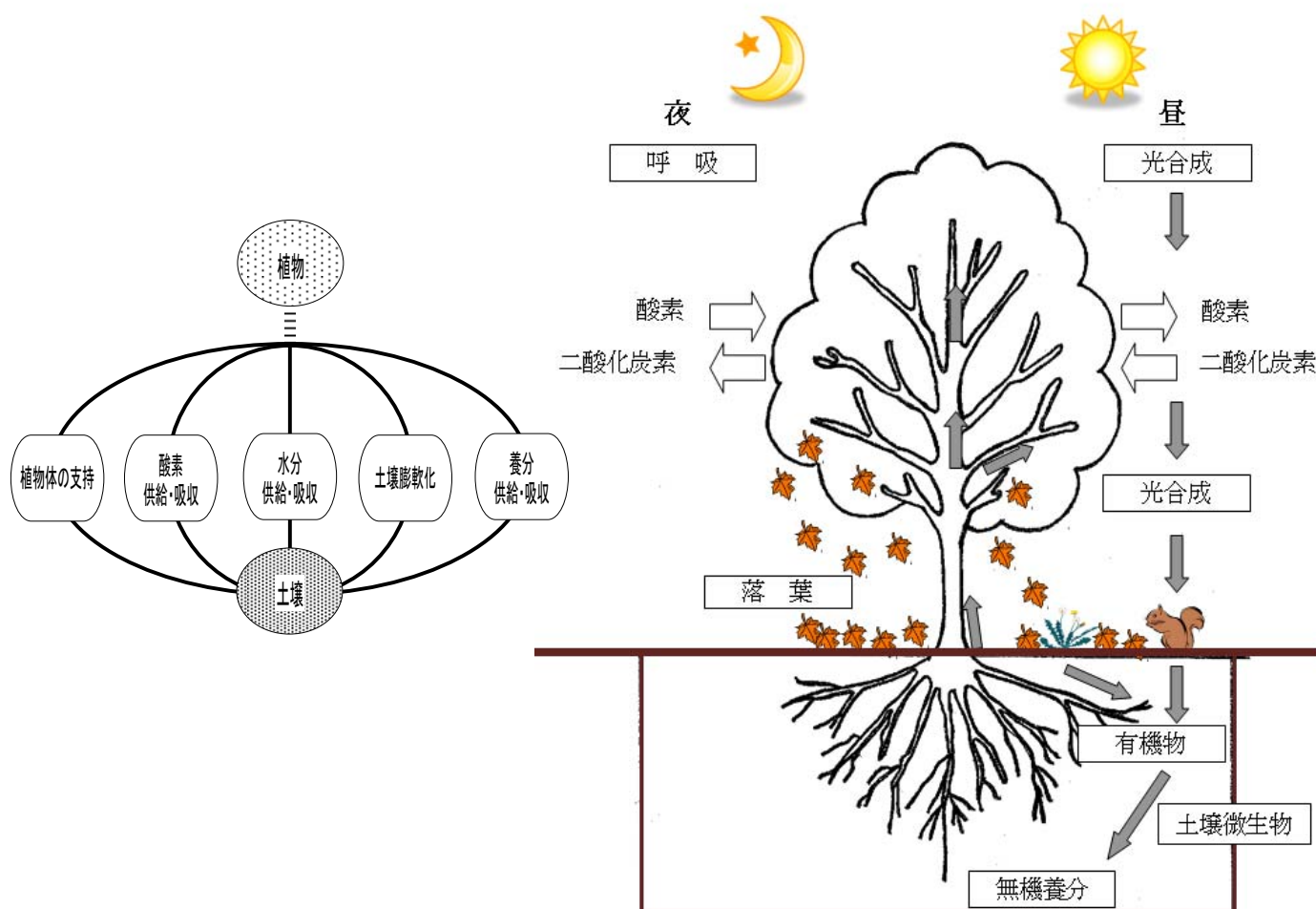
今後の既存街路樹の維持管理及び改善において、経済的で効果的な美しく安全な街路樹を目指すため、その主体となる樹木について、基本的なことを理解することが重要です。

1) 樹木の性質

- ① 街路樹は、植物という生きている材料を利用します。
- ② 樹木は、種類によって形や性質が異なります。

2) 樹木の生活

- ① 植物は、土の中に根を張って体全体を支え、空気と水と養分を使って生活をしています。
- ② 葉は空気中の二酸化炭素と根から吸い上げた水と養分と、太陽エネルギーを使って光合成を行い、炭水化物をつくり、それで体を成長させます。
- ③ 根は、樹体を支えると共に、土中の水や酸素などを吸収して生命活動を支えています。
- ④ 根が土壌中に延びることで、土壌が軟らかくなり、これにより土壌微生物と共存して地中の生態系を維持しています。



3) 樹木の季節に応じた生活

樹木の季節に応じた生活のリズムは、植栽工事の実施や育成・維持管理において留意しなければならない基本的な要素です。

次表は、熊本県の多くの樹木に見られる平均的なものを示しています。

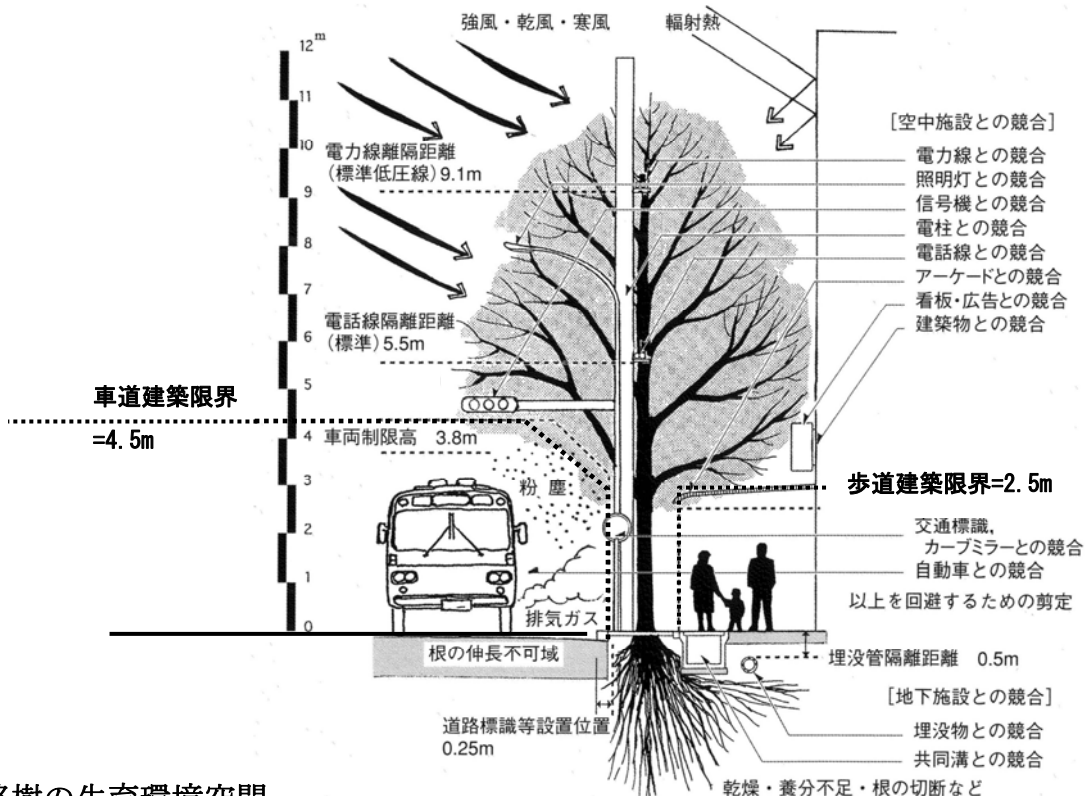
樹木の植え付けや移植・剪定の作業は、これらのリズムに従って行うことが原則となります。

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
休 眠 期												
根 が 活 動 を は じ め る 時 期												
萌 芽 期 ・ 花 芽 分 化 期												
消 費 成 長 期												
貯 蔵 成 長 期												

引用：「熊本県緑化手引書 基礎編」

4) 法律上の街路樹の位置づけ

街路樹は、道路法第二条で「道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路交通の確保、その他道路の管理上必要な施設又は工作物」であり、「道路の機能を補完するもの」として位置づけられている施設です。また、道路構造令では、車輛や歩行者の交通の安全を確保するため、建築限界が下図の範囲（車道側では 4.5m、歩道側は高さ 2.5m）で定められています。そのため、街路樹の維持管理は、この限られた空間の中で健全に管理することが基本となります。



■街路樹の生育環境空間

(建築限界と様々な制約となる占用物件)

出典：「街路樹剪定士必携」第3回改訂版

(4) 街路樹の目的・機能

我が国における街路樹の歴史は、奈良時代の五畿七道（東海道、東山道、北陸道、山陰道、南海道、西海道、山陽道）の駅路の両側に果樹を植え、「木陰を旅人の休憩の場とし、木の実を食料とした」のが始まりとされています。その後、江戸時代には、マツ・スギによる街道や参道の並木が整備されました。市街地の中に導入されるようになったのは、明治時代になってからのようです。このように、街路樹の初期の目的は、道路を利用する旅人のために、緑陰や誘導の目印となる緑を提供することでした。

今日、過密化した都市構造や都市部の拡大、モータリゼーションによる自動車排気ガスによる大気汚染や都市部のヒートアイランド現象など生活環境の悪化が進行し、街路樹に求められる目的も多様化してきています。

従来より街路樹の主要な機能としては、次の6つ（8頁参照）が挙げられています。

1. 修景・景観向上機能
2. 緑陰形成機能
3. 生活環境保全機能
4. 交通安全機能
5. 自然環境保全機能
6. 防災機能

その多様化を背景に、街路樹が植物という生き物である特性を活かして、生活環境や地域景観を保全する緑として都市及び地域の骨格を構成するものです。人々に「安らぎ」や「うるおい」、「親しみ」など精神面での癒しの効果を提供し、快適で、美しく、安全な「緑の社会基盤」となることに努めなければなりません。

このような街路樹の目的を達成するためには、維持管理において十分な配慮と適切な技術を活かした作業で街路樹の維持と継承が求められています。そのため、次のような街路樹づくりの視点が重要です。

- 1) 快適で豊かな緑の環境の確保
 - ① 健全で安全な沿道環境と、いきいきとした「地域の顔」となる街路樹をつくる。
 - ② 緑が健全に育つ道路空間を地上と地下に確保し、樹木が育つ基盤をつくる。
- 2) 個性的で美しい街路景観の創出
 - ① 花が咲いたり紅葉したり、実がなったりなど、樹種や地域特性に応じた多様な道路の緑をつくる。
 - ② そこを訪れる人々や地域住民の生活など、様々な利用者の視点から検討し、連なった緑が創り出す地域特有の個性ある景観をつくる。
- 3) 適切な管理体制の確立
 - ① 地域のシンボルとするために、きめ細かな管理の方針や体制をつくる。樹木は、四季折々の表情を見せながら、成長し、人々の心のよりどころとなります。

■街路樹の主要な6つの機能

